

よくある質問

●申請について

Q.20年前のカルテはありますか。

A.診療録（カルテ）や受診歴などに関するお問い合わせは、個人情報保護の観点から、申請書等受付後から回答いたします。

Q.診断書や診療情報提供書を作成して欲しい。

A.既に提供されている診断書や診療情報提供書の提供は可能です。

新しく作成する場合は、文書窓口にお問い合わせください。

Q.入院期間、初診の日付、通院日のみ知りたい。

A.診療録が不要な場合は、文書窓口にて各種証明書の発行を行っております。

初診日のみの診療情報（カルテ）の提供等での対応は可能です。

Q.診療録（カルテ）の開示後に質問がある場合はどうしたら良いか。

A.申請書に沿って提供した診療録（カルテ）の内容に関するご質問のみ、受け付けております。

ご不明な点がございましたら、診療情報提供（カルテ開示）窓口、セーフティマネジメント室までお問い合わせください。

※書面でのご提出を推奨しております。

Q.申請後にキャンセルすることは可能ですか。

A.カルテ等の提供（郵送の場合は発送）前までであれば可能です。発送後や手渡し後のキャンセルはできません。

診療情報提供（カルテ開示）窓口、セーフティマネジメント室までご連絡をお願いいたします。

●診療録（カルテ）の提供方法について

Q.診療録（カルテ）をカラーまたは両面印刷で提供することはできますか。

A.紙媒体での提供は片面白黒印刷のみ対応しております。

Q.閲覧と紙もしくは電子媒体の提供を同時にすることはできますか。

A.閲覧用と、紙媒体または電子媒体での提供用の申請書を別々に記入していただければ可能です。

ただし、閲覧後に内容の一部分のみを抜き取って提供を希望することはできません。

申請書の提出後に期間や提供内容などを変更したい場合は、新たに申請書にご記入し、提出していただく必要があります。

Q.思った以上に金額（枚数）が多く、減らしたい

申請書の提出後に期間や提供内容などを変更したい場合は、新たに申請書にご記入し、提出していただく必要があります。

Q.提供された電子媒体のコピーや編集はできますか。

A.個人情報保護の観点から、お渡しする電子媒体は印刷以外の編集ができないよう設定しております。

提供後の破損等による再発行については、再度料金をいただいておりますのでご注意ください。

Q.1回の申請で手元の控え用と外部機関提出用に2部提供してもらうことは可能ですか。

A.開示に係る費用をお支払いいただければ可能です。申請時にお申し出ください。

Q.代理でカルテを受け取ることは可能ですか。

A.個人情報保護の観点から、申請者へ提供をします。ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。